

# 各国におけるリコールの指針の状況について

平成19年9月25日

内閣府国民生活局消費者企画課

## 「消費生活用製品のリコール・ハンドブック」

### 1 作成者および作成年

経済産業省

(財)製品安全協会委託

平成14年(2002年)

### 2 目的

「消費者の生命又は身体への危害発生の防止が最優先されるべきとの観点に立ち、消費者の生命又は身体への危害の拡大防止を第一に図るためのリコール対応の在り方について示すもの」

### 3 対象となる製品

消費生活用製品

### 4 リコールの考え方

「本ハンドブックにおいて、「リコール」とは、消費生活用製品による事故の発生の拡大可能性を最小限にするための事業者による対応であって、具体的には①流通及び販売段階からの回収、並びに②消費者の保有する製品の交換、改修(部品の交換、修理、適切な者による直接訪問での修理又は点検を含む。)又は引取りを実施することをいう。」

### 5 目次

I 本ハンドブックの目的

II 本ハンドブックにおける用語の定義  
及びリコールの実施者について

III リコールを実施する意義

IV リコールの流れ

V 日頃からの取組み

VI 事故等への速やかな対応

VII リコールのフォローアップ

参考1 リコールの実施か否かの対応例

参考2 社告の例

参考3 関係行政機関等への報告

参考4 関係法令(抜粋)

参照文献等

### 6 分量

80ページ

「リコール・ハンドブックー製造業者、輸入業者、販売業者と小売業者のための、消費者製品安全法15節および37節及び子どもの安全保護法102節に基づく報告、さらに、製品安全リコールを準備、決定、実施するための指針 CPSC簡易迅速なリコール・プログラムを含む」

(RECALL HANDBOOK:A Guide for Manufacturers, Importers, Distributors and Retailers on Reporting Under Sections 15 and 37 of the Consumer Product Safety Act and Section 102 of the Child Safety Protection Act and Preparing for, Initiating and Implementing Product Safety Recalls-Including CPSC Fast Track product Recall Program)

## 1 作成者および作成年

米国消費者製品安全委員会(U.S. Consumer Product Safety Commission, CPSC)

1999年

## 2 目的

- ①消費者製品安全法(CPCA法)15条b)および37条、子どもの安全保護法102節に基づいて企業に対する報告要求があることを企業に理解させる。
- ②初期段階において企業が潜在的に危険な消費者製品にどのように気づくかを学習させる。
- ③自ら製造しまたは流通させた製品が危険であることを発見した企業が、“是正措置計画”(CAP)を開発し、実施することを支援する。
  - ・製品をリコールするための情報を網羅するわけではない。
  - ・典型的には、危険な製品に対応する是正措置を開発する企業がCPSCスタッフと協働して、計画の策定と実施にあたりCPSCスタッフの専門性を利用する。

## 3 対象となる製品

消費者製品(食品、医薬品、化粧品、医療器具、火器、弾薬、ボート、電動バイク、航空機、たばこを除く)

## 4 リコールの考え方

「このハンドブックは、“リコール”という語を、修理、部品交換、代金返還の計画を指して用いる。」

## 5 目次

- I. 報告要求事項
- II. 欠陥の特定
- III. 第15条報告に関するCPSC評価
  - ・クラスA, クラスB, クラスC
- IV. 簡易迅速なリコール・プログラム
- V. 共通の是正措置
- VI. リコール情報の伝達
- VII. 欠陥のある製品を特定し、製品リコールを実施するための企業方針および計画の開発
- VIII. 記録の保管
- IX. 結論

## 6 分量

13ページ

# 「ヨーロッパにおける製品安全ーリコールを含む是正措置の指針」(Product Safety in Europe: A Guide to corrective action including recalls-helping business to protect consumers from unsafe products)

## 1 作成者および作成年

英国消費者協会(UK Consumer Assosiation)

### 【主要協力機関】

ヨーロッパ製品安全執行機関(PROSAFE)

ヨーロッパ産業雇用者連合(UNICE)

EUの小売、卸売、国際貿易代表者  
(EuroCommerce)

ヨーロッパ消費者組織(BEUC)

\* 指針作成事業の50%は、ヨーロッパ委員会  
(European Commission)の助成を受けた。

## 2 目的

EUにおける消費者製品の製造者および販売者を対象として、製品が危険と思われる証拠がある場合にどのようにすべきかについて、一般的助言を与える。

## 3 対象となる製品

食品を除く製品

## 4 リコールおよび是正措置の考え方

製造者あるいは販売者が、市場においた食品を除く製品から生じる安全に関するリスクを除去することを目的とする是正措置の全て(製品リコールに限定されない)。

\* 是正措置に含まれるもの

- ①製品の設計変更
- ②流通過程から製品を引き上げること
- ③消費者に対して正しい使用法の情報と警告を伝達すること
- ④消費者の手元にある場合を含めて製品を改修する
- ⑤部品交換や代金返還のため消費者から製品を回収する

## 5 目次

まえがき

序章

指針の目的

範囲

是正措置の責任は誰にあるか？

- 1 是正措置の戦略を準備する
- 2 リスクを評価する
- 3 是正措置をとる
- 4 経験から学習する

付属1 事例研究

付属2 是正措置連絡の良い例

付属3 ヨーロッパにおける情報源

付属4 貢献者

付属5 リスク査定とリスク評価

付録1 簡略した指針

## 6 分量

49ページ

# イギリス

「消費者製品リコールー良き実施のための指針・・・消費者を危険な製品から保護するために企業が是正措置を取ることを支援するための手引き」(Consumer Product Recall-A Good Practice Guide・・・helping business to take corrective action to safeguard consumers from unsafe products)

## 1 作成者および作成年

英国産業貿易省(Department of Trade and Industry; DTI)

英国産業連盟(Confederation of British Industry; CBI)

英国小売業協会(British Retail Consortium; BRC)  
1999年

## 2 目的

企業に対して消費者から製品をリコールするための一般的助言を与えること

## 3 対象となる製品

製品(例:玩具、電機製品)

## 4 リコールの考え方

「この指針においてリコールという語は、消費者がすでに購入した、潜在的に欠点のある製品による影響を最小限にするために必要な是正措置のすべてを含む」

## 5 目次

- 1 なぜこの指針が必要か
- 2 リコールの目的
- 3 まずはリコールを避けること
- 4 事前の計画
- 5 リコールを行うかどうかの判断
- 6 リコール伝達すべき相手
- 7 リコール・メッセージの内容
- 8 リコール・メッセージを配達する最善策
- 9 リコールを改善する諸方法
- 10 リコールのモニタリングと評価
- 11 リコール実施後
- 12 事例研究:製品リコールを行った経験のある企業
- 13 リコール通知の良い例、悪い例
- 14 付属

## 6 分量

53ページ

## 「消費者製品のリコールー産業への指針」(RECALLING CONSUMER PRODUCTS- A GUIDE FOR INDUSTRY April 2005)

### 1 作成者および作成年

カナダ保健省 (Health Canada)  
2005年

### 2 目的

消費者製品の輸入業者、製造業者、流通業者、卸売業者、小売業者が危険な消費者製品を市場からの効果的なリコールを達成するよう支援する

### 3 対象となる製品

消費者製品

### 4 リコールの考え方

消費者製品リコールとは、カナダの規制と合致しない、あるいは製品の消費者又は使用者の健康と安全に許容しがたい危険をもつ製品を、流通、販売、消費者使用から除去すること。

### 5 目次

- リコールとは何か？
- なぜリコールをするか？
- いつリコールをするか？
- どのようにして製品リコールを達成するか？  
ステップ1～ステップ12

### 6 分量

4ページ

## 「製品リコールー供給者のための指針」(PRODUCT RECALL-A GUIDE FOR SUPPLIERS)

### 1 作成者および作成年

オーストラリア競争消費者委員会(Australian Competition and Consumer Commission; ACCC)

2005

### 2 目的

消費者製品の供給者に対して、危険な製品のリコールを支援する

### 3 対象となる製品

消費者製品

### 4 リコールの考え方

○危険な製品を使用させないことにより、消費者の傷害や死亡の危険を最小化する

○可能なかぎり多くの欠陥製品を回収もしくは修理する

○消費者および企業のコストと不便を最小化する

○自主的に法に合致させることによって政府当局の関与の必要を最小化する

### 5 目次

○なぜリコールをするのか？

○自主リコールの目的

○いつリコールをするのか？

○どのようにリコールをするのか？

ーチェックリスト

○最善の広報の仕方

○広報の仕方のガイドライン

### 6 分量

6ページ